

阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約（案）

阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を次のように改正する。

別表法第 6 条第 2 項第 2 号委員の部公共交通事業者の款有限会社白鳥タクシーの項中「運行管理者」を「代表取締役」に改める。

別表法第 6 条第 2 項第 3 号委員の部その他必要と認める者の款水原商工会、安田商工会、笹神商工会、京ヶ瀬商工会を削除し、阿賀野市商工会を追加する。

附 則

この規約は、令和 6 年 6 月 27 日から施行する。